本号で公布された法令のあらまし

◇**成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行期日を定める政令**（政令第二一四号）（内閣府本府）

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成二八年法律第二九号）の施行期日は、平成二八年五月一三日とすることとした。

◇**成年後見制度利用促進会議令**（政令第二一五号）（内閣府本府）

1　会長は、会務を総理し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理することとした。（第一条関係）

2　その他成年後見制度利用促進会議の運営等に関する所要の規定を置くこととした。（第二条及び第三条関係）

3　その他関係政令について所要の改正を行うこととした。（附則第二項関係）

4　この政令は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成二八年法律第二九号）の施行の日（平成二八年五月一三日）から施行することとした。

◇**成年後見制度利用促進委員会令**（政令第二一六号）（内閣府本府）

1　成年後見制度利用促進委員会（以下「委員会」という。）の会議は、委員長が招集するものとし、委員会の開催、議決の要件等に関する所要の規定を置くこととした。（第一条関係）

2　その他委員会の運営等に関する所要の規定を置くこととした。（第二条及び第三条関係）

3　この政令は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成二八年法律第二九号）の施行の日（平成二八年五月一三日）から施行することとした。

政　令

政令第二百十四号

成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年五月九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百十四号

成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第二十九号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行期日は、平成二十八年五月十三日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三

総務大臣　山本　早苗

法務大臣　岩城　光英

厚生労働大臣　塩崎　恭久

政令第二百十五号

成年後見制度利用促進会議令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年五月九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百十五号

成年後見制度利用促進会議令

内閣は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第二十九号）第十四条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（会長）

第一条　会長は、会務を総理する。

2　会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（庶務）

第二条　成年後見制度利用促進会議（次条において「会議」という。）の庶務は、内閣府大臣官房企画調整課において処理する。

（会議の運営）

第三条　前二条に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行の日（平成二十八年五月十三日）から施行する。

（内閣府本府組織令の一部改正）

2　内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中第四十七号を第四十八号とし、第四十一号から第四十六号までを一号ずつ繰り下げ、同条第四十号中「第十四条第十一号」を「第十四条第十二号」に改め、同号を同条第四十一号とし、同条中第三十九号を第四十号とし、第三十八号を第三十九号とし、第三十七号の次に次の一号を加える。

三十八　成年後見制度利用促進基本計画（成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第二十九号）第十二条第一項に規定するものをいう。第十四条第九号において同じ。）の策定及び推進に関すること。

第十四条中第十九号を第二十号とし、第九号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九　成年後見制度利用促進基本計画の策定及び推進に関すること。

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百十六号

成年後見制度利用促進委員会令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年五月九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百十六号

成年後見制度利用促進委員会令

内閣は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第二十九号）第二十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

（議事）

第一条　成年後見制度利用促進委員会（以下「委員会」という。）の会議は、委員長が招集する。

2　委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3　委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（事務局長等）

第二条　委員会の事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

2　前項に定めるもののほか、委員会の事務局の内部組織の細目は、内閣府令で定める。

（委員会の運営）

第三条　前二条に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

この政令は、成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行の日（平成二十八年五月十三日）から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

告　示

○総務省告示第二百二号

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、対象者及び延長後の満了日を次のように定める。

平成二十八年五月九日

総務大臣　山本　早苗

○宮内庁告示第五号

天皇皇后両陛下は、長野県において開催される第六十七回全国植樹祭に御臨場、併せて地方事情を御視察のため、六月四日から同月六日まで同県へ行幸啓になる。

平成二十八年五月九日

宮内庁長官　風岡　典之